

令和5年度 大和高田市介護保険運営協議会議事録

令和6年2月19日(月)

開会：14時 閉会：15時00分

大和高田市役所 3F

庁議室東会議室

(事務局)

それでは定刻となりましたのでただいまから令和5年度2月の大和高田市介護保険運営協議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。最初に、本協議会の開催にあたりまして大和高田市介護保険運営協議会規則第5条の規定により協議会員の半数以上のご出席をいただいておりますので本協議会が成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、本日の進行役を務めさせていただきます介護保険課保険給付担当係長の藪下です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、協議会の開催にあたりまして保健部長の田中から皆様にご挨拶をさせていただきます。

～部長挨拶～

(事務局)

それでは本日もご出席いただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。本日お席についていただいております順にご紹介させていただきますのでよろしくお願いいたします。

大和高田市介護保険運営協議会、原会長でございます。

大和高田市介護保険運営協議会、竹島副会長でございます。

大和高田市医師会理事、前之園委員でございます。

大和高田市薬剤師会会長、赤井委員でございます。

奈良県看護協会専務理事、西岡委員でございます。

被保険者代表、小松委員でございます。

同じく被保険者代表、上山委員でございます。

大和高田市手をつなぐ育成会顧問、宮本委員でございます。

民生児童委員協議会連合会高齢者部会部長、鳩間委員でございます。

訪問看護ステーションあおぞら、古橋委員でございます。

社会福祉法人安寧福祉会つぼみ認定子ども園園長、吉村委員でございます。

社会福祉法人慈光園事務局長、松下委員でございます。

なお、幾中央大学福本委員はご都合により欠席されるとご連絡をいただいております。

次に事務局の紹介をさせていただきます。

保健部長の田中でございます。

介護保険課長の水原でございます。

地域包括ケア推進課長の山本でございます。

地域包括ケア推進課参事の岩永でございます。

介護保険課介護支援事業担当係長の米本でございます。

そして私、介護保険課介護保険給付担当係長の藪下でございます。

なお、本日は事業計画策定を支援いただいている株式会社グリーンエコの仲里様にもご出席いただいております。

それでは、次第に入らせていただく前に資料の確認をさせていただきます。

～資料確認～

よろしいでしょうか。

それでは、これより議題の審議に移らせていただきます。

原会長、今後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

今回、大和高田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)のうち、第9期計画の介護保険事業の見込み量と、介護保険料の策定について審議していきたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

11月の運営協議会に引き続きまして、第9期の介護保険事業案のご審議をお願いいたします。計画の内容に入る前に、介護保険料の改定について大きな制度改正がありましたので、そちらを先に説明させていただきます。

資料1をお願いいたします。

国の制度改正により、令和6年4月1日より、保険料の所得段階区分が大きく変わります。本市の現行所得段階は11段階を採用しておりますが、来年度より国が示す13段階を採用する予定となっております。

改正点は、第1段階から第3段階の非課税の方の段階になりますが、こちらの段階の乗率を下げ、10段階以上の乗率が上がるということになります。

国が示す改正の趣旨としましては、低所得者の保険料抑制と高所得者の応能性見直しによる引上げです。資料1にも図で示されておりますが、1段階から3段階の引き下げ分を、10段階から13段階の引き上げ分で賄うといったものです。

本市の13段階適用後については、後ほど保険料設定の説明の際に再度させていただきます。それでは第9期介護保険事業計画(案)をお願いいたします。

計画案の98ページをお願いいたします。

本日は第9期の介護保険事業見込み量と保険料の設定についてご説明しますが、専門的なこととなりますので、分からないところが出てくると思いますが、そのことはまたご質問いただければと思います。

それでは第5章、介護保険サービスの事業量の見込みと介護保険料の設定です。

98ページの記載のフローチャートにもありますが、介護保険料の基準額の推計手順です。第8期計画期間中の令和3年から令和5年度の認定者数や保険給付費、それらの実績や国のデータを基にして、第9期計画である令和6年度から令和8年度の被保険者数、認定者数、各サービスに必要な保険給付費を推計し、第9期計画の事業量見込みを算出しております。この事業量見込みを基にして、それに必要な介護保険収納額を出して今回介護保険料基準額を設定させていただいています。

次の 99 ページから各サービスの第 8 期の令和 3 年から令和 5 年度で、保険給付費と利用人数の実績、それに伴う第 9 期計画期間、令和 6 年度から令和 8 年度の保険給付費と利用人数等の推計値をそれぞれ記載させていただいています。

サービスごとにこういった形で推計値を出させていただき、それを足していき次期計画の計画見込み量を出させていただいています。111 ページをお願いいたします。

こちらに載せていただいているのが下の図になるのですがすけれども、要支援の認定の方が受けていただく介護予防サービス給付費の見込みの一覧となっています。合計欄をご覧ください。令和 3 年度から令和 5 年度の実績値の総計画を貸していただいています。それに対して、令和 6 年度から令和 8 年度について、それぞれ見込み値を書かせていただいています。令和 6 年が 3 億 2,205 万 4,000 円。令和 7 年度が 3 億 3,000 とび 2 万 7,000 円。令和 8 年度が 3 億 3,649 万 4,000 円となっております。続きまして、112 ページです。

この表が、次は、要介護認定を受けた方の利用する介護サービス給付費の一覧となっております。予防サービスと同様に、令和 3 年度から令和 5 年度の実績値を書かせていただき、それに対して令和 6 年度から令和 8 年度の見込み値を書かせていただいています。

令和 6 年度が 57 億 3,304 万 2,000 円。令和 7 年度が 59 億 2,630 万 6,000 円。令和 8 年度が 60 億 3,741 万 5,000 円と見込んでおります。

この 2 つの介護予防サービスと介護サービスの合計値が 199 万円と、この 2 つのサービスと、次のページ、真ん中の表にあらわしていますが、特定給付費や高額介護サービス費を足し込んだものが、介護保険給付費の第 9 期の総事業費となります。こちら第 9 期合計額 199 億 3,398 万 1,934 円。こちらが令和 6 年から令和 8 年、3 年間で介護保険給付を見込んでいる総額となります。これに、その下 6 番、地域支援事業費の見込み、こちらの第 9 期合計額をご覧ください。介護予防施策の事業費である地域支援事業費の 9 期合計額 11 億 6,734 万 2,000 円を足したものが、第 9 期計画の介護保険事業見込み量となります。これは全ての事業費の見込みとなっております。これが、ここには記載がありませんが、合計で 211 億 132 万 3,934 円となります。

次、114 ページお願いいたします。

以上が、総事業見込み量というものをさせていただきました。

次に、第 1 号被保険者保険料の算定になります。

まず、介護保険事業の財源内訳の表を書かせていただいています。事業費種別によってですね、国、県、市などの段分は異なりますが、第 1 号非保険者保険料においては、全ての事業において基本的には事業費の 23%を負担することになります。65 歳以上の方の保険料で、先ほど 211 億、約を言わせていただきました、その 23%を賄うことになります。

115 ページの上の表になりますが、第 1 号被保険者負担総当額の表をご覧ください。

第 9 期期間の保険給付金見込み、先ほど申しましたが、199 億 3,398 万 934 円、地域支援事業見込み 11 億 6,734 万 2,000 円の合計に対してですね、その 23%、48 億 5,603 万 4,505 円、これが基本的には 65 歳以上の方が払っていただく保険料で賄う額となります。次にそ

の下ですが、保険料収納必要枠になります。これを説明していただく前に、前回協議会において、上限5億円まで取り崩しをご承認いただきました準備基金ですが、第9期、令和6年から令和8年の3年間においてですね、ここにも記載させていただきましたが、4億2,000万円の取り崩しを行う前提で保険料基準額を算出しております。では保険料収納必要額です。保険料第1号、被保険者負担相当額、先ほどの48億5,330万4,505円から、調整交付金相当額と調整交付金見込み額の差額、8,811,6203円と準備基金取り崩し額4億2,000万円を差し引いた分が、第9期介護保険事業計画における保険料収納必要額になります。こちらが43億4,518万8,302円となりました。資料をちょっと移っていただいて、資料2をご覧ください。

こちらに、第9期介護保険事業計画の介護保険料の算定の方法を書かせていただいています。

表の下の部分になりますが、AからMで記載しております。(A)から(M)まで縦に記載させていただいております。Aが先ほどから申し上げています保険給付費見込み額、BCが地域支援事業の見込み額、Dが先ほどの3つを足し合わせた第9期計画の介護保険事業計画見込みといった形です。(I)まではですね、先ほど事業計画案で述べさせていただいたものです。(J)ですね、第9期期間の保険料の想定収納率です。98.9%、こちらは令和2年から令和4年までの3年間の本市の現年度保険料の収納率を平均させていただいています。

こちらが98.9%、これを想定収納率として使わせていただいています。次に、(K)は上の左の表、所得段階人数を、それぞれ令和6年に20,502人、令和7年に20,570人、令和8年に20,655人、この来年度からの3年間のそれぞれの保険者数をこれで推計させていただいています。この令和6年の20,502人に対して、右の表のようになりますが、所得段階ごとの負担割合を各所得段階の人数をかけることによって、人数、補正後被保険者数となっておりますが、実際に集められる保険料を人数として想定したものが補正後被保険者数となります。

こちらが令和6年、19,302人分、令和7年、19,365人分、令和8年、19,446人分、この3年間の補正後被保険者数の総計が(K)の58,113人になります。

Lの保険料年額を算出するためには、 $I \div J \div K$ という形で出させていただいています。つまり、43億4,518万8,302円 \div 98.9% \div 5万8,113人ということを出させていただき、保険料の基準年額75,603円を出させていただきます。これを12ヶ月で割らせてもらったものがMの6,300円という形になります。

次に資料2の2枚目をお願いいたします。

一番下の表ですが、介護保険基準月額の内訳です。

各介護サービスへの保険給付費の分で6,103円、高額介護サービス費や特定入所者サービス費など補正給付費の分で416円、地域支援事業費の分で389円、この3つの合計が6,909円となります。そこに準備基金の取り崩し分として-609円させていただき、基準月額が6,300円という形になってございます。

事業計画（案）116 ページをお願いいたします。

今ご説明させていただいたように、保険料基準額は、今期の第 8 期計画期間と同じ 6,300 円と、据え置きの方とさせていただきます。ですが、最初にお話ししたように、所得段階区分の変更により、第 1 段階から第 3 段階が引き下げられ、第 10 段階以降以上は引き上げるような形になってございます。また資料 2 に戻っていただいて、3 ページ目になります。今の第 8 期介護保険料と第 9 期介護保険料の比較の一覧になっています。一番右の図ですが、1 段階から 3 段階については、記載の通り、月額で 90 円、年額で 1,080 円、値下げという形になります。その下の方、10 段階から 13 段階の現役並み所得世帯の所得者の方の段階に限っては、320 円から 2,520 円月額で上がるという形になります。年額で申しますと、3,840 円から 30,240 円上がります。この上がる対象の方が、先ほど 2 万 500 人くらい総計させていただいていますが、約 2.8% の 570 人前後の方が値上がりするという形になります。1 段階から 3 段階、つまり若干の値下げになる方が 8,500 人ほどいらっしゃいます。参考までに申し上げます。

以上、保険料基準額自体は据え置きとなりましたが、非課税の方、1 段階から 3 段階の方については、若干の減額、10 段階以上の現役並み所得の方については増額という形になります。介護保険事業見込量と介護保険料の設定については以上です。11 月、今回の 2 月と、第 9 期介護保険事業計画（案）のご審議をいただきました。

基準保険料額の設定とともに、第 9 期介護保険事業計画案のご承認をお願いいたします。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

（会長）

ただ今の事務局の説明に対して何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

（委員）

今回の承認の内容というのは、明確にしたいのですが、この算定した合計金額の整合性なのか、新しい制度の低所得者の方は下がる、高所得者の方は上がる、13 段階にするということの承認ですか。資料を読んでも分からないところは、なぜこの金額になるのかというのは分からない部分がありましたので、どういう視点ですか。

（事務局）

現行の 11 段階から 13 段階にするというのは、国からの強制事項です。ですので、1 段階から 13 段階の乗率は国が決めたとおりにさせていただきます。この 13 段階に移すというのは、この運営協議会で承認いただくことではございません。

あくまでも、今回保険料の設定と事業量の見込み、先ほど申し上げた 211 億円の事業量と、それに伴う保険料の見込み額を出させていただいて、保険料設定させていただいた 6,300 円という基準額についてのご承認をいただくこととともに、前回 11 月から審議していただい

ている保険料の設定の細微になると思うのですが、今回、第9期計画案として計画させていただいているこの計画案について、ご承認いただきたいということです。

(会長)

他に質問ないでしょうか。

(委員)

段階も13になるとということと、基本的な6,300円は上げない。それまでは上げないけれども、その中で115ページのところの、前回の5億円というのを、投入してもいいのではないかという話の中で、この4億2千万円にされたというのは、何か、今後のことも鑑みながらされたのかなというのを質問させていただきます。

(事務局)

抑制させていただくという前提のもとに、この間、11月に5億円まで承認いただきました。令和12年から令和27年の、現段階での保険料推計では、一部、精密ではないところがございますが、令和12年では7,500円、令和17年では8,000円超えるという形になります。こちらを考えた場合、一時的に、5億円入れば100円下げることでも可能だったのですが、一時的に100円下げることによって、来期の上がりというのが、跳ね返りが大きいと考えたわけです。5億円入れて100円下げられるけれども、それだけ10期に下げた分と上りの分、これを抑制するためには、どれくらい基金があるかを考えた場合、また今後18年から20年続く、右肩上がりに上がっていく保険給付、保険給付の23%が現行制度では65歳以上の保険料で負担していただくことを考えた場合、ここでわずかに下げることも、将来のためにここは据え置きまでと考えました。以上です。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

他に何かご意見がありますか。どうぞ。

(委員)

例えば第8期の実績値で言ったらどんな具合ですか。6,300円ですか。

(事務局)

正直、この第8期はコロナ渦もありまして、若干保険給付の見込みが下がっています。ですが、計画値の令和5年度の推計見込み値になりますけれども、保険給付については、計画値

としては 195 億円の計画値を大体見込んでいたのですが、180 億 5,000 万円ほど、つまり 92.5% くらいの執行率になると見込んでいます。これを保険料に換算した場合、保険給付だけじゃなくて、地域支援事業もあるのですが、これ 110 円～120 円ほど、実際より 6,300 円よりは、計算上は安い 6,180 円くらいになる計算になっています。ですので、各年で 3 千万円くらいの保険料の余剰分が出ている形になっています。以上です。

(会長)

ありがとうございます。他にご質問はないでしょうか。

(委員)

この資料を、事前に拝見させていただいて、最初の 8 期計画を比べさせていただいていたのですけれども、私自身がよくわからないことがありましたので、質問させていただきたい。113 ページの 3 の総給付見込みの合計は、例えば、介護サービスの給付見込みの合計で作成されているというのが、それは分かったのですが、その 113 ページの 5 の標準給付費見込みの金額は、どこから来ているのかちょっと分からない、どこの資料をみたらこの金額があるのかというのが、分からなかったのです。

(事務局)

特定入所者介護サービスやその手数料まで、システムにより自動で出していますので、この資料には載っていません。今までの実績を積み重ねた、見える化システムというのが、日本全国の市町村すべてが使っているシステムです。それで推計値が出てくるので、この補足給付については、この資料に載っていないです。

(委員)

これは全く他のところから出てきた数字ではないということですか？

(事務局)

積み重ねていたというよりも、システム上で出てくる数字なので。

(委員)

だからこの 113 ページの 3 の、令和 6 年度の見込みとこの見込みが違うのはそういう理由ですか。

(事務局)

この 5 番の標準給付費の見込みというのは、誤植が一部あります。一番上の総給付費の額と、合計額というのが同じなのです。総給付費というのは、上に(3)で書かせていただいて

いる、令和6年度から令和8年度のこの額です。これを先ほどの4つを足すと、合計が、64億5,676万8,485円というような形で、それぞれの年になります。この総給付費というところが誤植になっています。

(会長)

はいどうぞ。

(委員)

先ほど、第8期のときにコロナ禍で195億円のところが、180億円ということで、利用率が92.5%に少し減ったということですね。本来、介護を受けなければならない人が、コロナなのでちょっと来てもらうのは結構ですよ、という場合もあったと思いますし、言い方が悪いのですけれども過剰に計画を上げられていたというところもあるのかな、というところがあるのですが、その辺は改めて見直すと、本来、介護を受ける人に、介護が当たっていたのか、それとも過剰になっていたとか、そういうところの見直しというのは、されていませんか、ということなのですが。

(事務局)

今回についてですか。

(委員)

利用される方が少なかったということですよ。なので、少し黒字化していると。そのことです。

(事務局)

コロナ禍と申しましたが、専門の分析家がいるわけではございませんので、あくまでも、事務局の予想として、コロナ禍、また、昨年、おととしの夏に発生したコロナ禍で、かなりの事業者が、自主閉鎖や営業停止になったという実績があり、コロナ禍と申し上げました。あくまでも、事業計画としては、令和2年にたてさせていただいたのですが、コロナ禍がいつ終わるかわかりませんでした。ですので、事業計画としましては、コロナ禍の影響を考えずに、立てさせていただいています。ですので、コロナ禍のためなのか、分析はしていませんが、コロナ禍と思っているのですが、過剰というよりも、運営する側としては、余力を残すべきものと考えております。ですので、コロナ禍の影響を考えずに、事業計画を立てましたが、コロナ禍の影響を受けて、私らが考えているよりも、執行率が下がったというのは事実です。また、今回、第9期計画を立てさせてもらう上で、国の方の考え方も変わってまして、今までは、急角度で8期計画と9期計画の見込みを考える場合、第8期計画の傾斜が急だと考えた場合、9期計画以降は少し給付費の上昇率を修正して、緩やかに考えるよ

うな形で、今回推計を取らせていただいています。以上です。

(会長)

他にご意見や質問はないでしょうか。

ないようでございますので、今議題に挙げさせていただいています第9期計画の介護保険事業見込み量と介護保険料の設定について意義はございませんでしょうか。

(全員賛成)

(会長)

異議なしと認めさせていただきます。それでは、この案件について、承認とさせていただきます。

一応議事としてはこの案件だけでございます。あと事務局からその他報告について説明をお願いいたします。

(事務局)

前回、11月の協議会でもお伝えしたとおり、12月28日から1月18日の22日間パブリックコメントを募集させていただいたのですが、1件もご意見がいただけませんでしたことを報告させていただきます。以上です。

(会長)

それでは本協議会はこれで終了させていただきます。

(事務局)

会長、ありがとうございました。皆様、長時間にわたり、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和5年度2月の大和高田市介護保険運営協議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。